

○押収火薬類の取扱いについて

昭和30年4月4日

／保内訓第9号／捜一内訓第9号／

本部長

改正 昭和49年4月1日福警務内訓第2号

昭和61年3月31日本部内訓第4号

平成元年1月10日本部内訓第1号

平成8年5月29日本部内訓第9号

平成12年9月20日本部内訓第33号

平成17年4月1日本部内訓第13号

平成18年4月27日本部内訓第12号

平成24年2月28日本部内訓第5号

平成29年3月17日本部内訓第13号

標記のことについては、昭和30年3月3日付／保内訓第5号／捜一内訓第6号／「火薬類の取締りについて」に基づき、これが取扱いについても過誤なきを期せられつつあることと思料するが、今回押収火薬類の取扱いについて、別紙のとおり福岡地方検察庁検事正より、昭和30年3月12日付乙第3530号をもって、これが細目的取扱要領につき連絡があったが、この趣旨とするところは危害予防並びに公訴維持の観点から押収した火薬類は、廃棄又は保管委託の処置を講じ、現物を送付しない点にあるので、各位は本趣旨に基づき今後の取扱いについても万遺憾のないようせられたい。

なお、別添2及び3の不良火薬類の廃棄については、下記に留意の上、過誤のないようせられたい。

記

1 不良火薬類の廃棄

(1) 証拠品として押収した火薬類は、公訴維持上原則として現物を保管しなければならないが、安定度試験により不良品であることが判明したものについては、その旨地元検察庁に対して廃棄するか否かについて連絡をとり、廃棄等の処置をとる。この場合の廃棄は、刑事訴訟法第222条第1項、第121条第2項により司法警察員の職権により行うこと。

(2) 前項の規定により火薬類の廃棄処分をしようとするときは、最寄りの火薬類製造業者、販売業者又は火薬類消費者に委託して廃棄処分させる。

この場合、廃棄を委託された者は、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2

7条第1項の規定により知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長に対して廃棄の許可申請をすることになるので、廃棄処分を委託するときは、当該者をして警察署より廃棄委託の分として他の廃棄火薬類と一括して申請手続をするよう処置すること。

（3） 旧軍用砲弾等特殊の火薬類の廃棄は、自衛隊に依頼して処分せしめる。

依頼の手続としては、簡単な廃棄処分依頼書（様式随意）を生活安全部生活保安課に提出する。

現物については、事前に自衛隊と連絡し、携帯上危険又は不便のものについては、火薬類取扱業者等適法施設を有するものに保管を委託する等の処置を講ずること。

（4） （1）から（3）までの規程により廃棄処分したときは、廃棄処分書（犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）様式第10号）を作成するとともに、業者等から廃棄処分結果通知書（様式第1号）を受領し、記録書類として送致する。

（昭49福警務内訓2・昭61本部内訓4・平8本部内訓9・平12本部内訓33・平17本部内訓13・平18本部内訓12・平24本部内訓5・平29本部内訓13・本項一部改正）

2 火薬類の保管委託

不良品でないことを確認した火薬類については、刑事訴訟法第222条第1項及び第121条第1項にのっとりこれを火薬類取扱業者等適法施設を有するものに保管方依頼するものであるが、委託に当たっては、規定の証拠品標示札を施し、保管委託書（様式第2号）を被保管人に交付するとともに、被保管人より保管請書（司法警察職員捜査書類基本書式例（平成12年3月30日付け、最高検企第54号）様式第39号）2通を徴し、1通は1件記録につづり込み、1通は保管受託人に交付しておくこと。

保管請書の保管条件欄には、期間（当該火薬類の保管の初日から検察庁の指示する日まで）、場所及び保管料の要否等を記載しておくこと。

（平12本部内訓33・本項一部改正）